

## グローバル・クラスルーム日本委員会規約

2012年5月20日 改定

2019年4月14日 改定

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

本会は、グローバル・クラスルーム日本委員会という。ただし、英文表記は Japan Committee for Global Classrooms とする。

#### 第2条 (目的)

本委員会は、わが国の次代を担う高校生に対し国際理解のための学習方法として模擬国連活動の場を提供し、またその活動を広く普及及び発展させることを通して、国際連合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又その解決策の探求を促進するとともに、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献できる人材を育成し輩出することを目的とする。

#### 第3条 (諸活動)

本委員会は、前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 高校模擬国連国際大会への日本代表団の派遣支援
- (2) 全日本高校模擬国連大会の開催
- (3) その他前条の目的の実現に資する活動

### 第2章 会員

#### 第4条 (会員の資格)

本委員会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する、青少年の教育及び指導に携わる個人、法人、団体によって構成する。

#### 第5条 (会員の義務)

会員は、本規約並びに総会及び理事会の決議を遵守しなければならない。

#### 第6条 (入会)

会員になろうとするものは理事会の承認を受けなければならない。

#### 第7条 (退会)

本委員会を退会する会員は、理事会の承認を受けなければならない。

## 第 8 条（会員の除名）

会員が本委員会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の提案に基づく総会の決議により除名することができる。

2. 理事会は、会員の除名の提案に先立って、当該会員に対し、戒告又は会員資格停止の処分を行うことができる。

## 第 3 章 役員

### 第 9 条（役員構成）

本委員会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 研究主任 1 名
- (3) 事務主任 1 名
- (4) 広報主任 1 名
- (5) 評議員若干名

### 第 10 条（役員選任）

理事長、研究主任、事務主任、広報主任は、理事の中より理事会の議決に基づき指名し、総会において任命する。

2. 評議員は、会員の中より理事会の議決に基づき指名し、総会において委嘱する。

### 第 11 条（役員任期）

役員任期は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 12 条（評議員職務）

評議員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本委員会の業務執行の状況を監査すること
- (2) 前号の規定による監査の結果、本委員会の業務に関し不正の行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

- (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (4) 本委員会の業務執行の状況について、理事に意見を述べること
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、資料等を調査すること

#### 第 13 条（理事長の職務）

理事長は理事会を代表し、その会務を統括する。

#### 第 14 条（研究主任の職務）

研究主任は、以下の内容を職務とする。

- (1) 高校模擬国連国際大会派遣支援事業の引率及び派遣生のサポート
- (2) 全日本高校模擬国連大会の会議作成
- (3) 第 3 条第 3 号の活動に関する業務

#### 第 15 条（事務主任の職務）

事務主任は、以下の内容を職務とし、それを統括する。

- (1) 第 3 条第 1 号の活動に関する事務
- (2) 第 3 条第 2 号の開催に関する事務
- (3) 第 3 条第 3 号の活動に関する事務

#### 第 16 条（広報主任の職務）

広報主任は、以下の内容を職務とし、それを統括する。

- (1) 第 3 条第 1 号の活動に関する広報等
- (2) 第 3 条第 2 号の開催に関する広報等
- (3) 第 3 条第 3 号の活動に関する広報等
- (4) 第 3 条第 1 号の参加者及び本委員会の OB・OG の取りまとめ

#### 第 17 条（役員解任）

役員が次の各号の 1 つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第 18 条（役員辞任）

役員は、心身の不調及び止むを得ない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、総会への届出を以て任意に辞任することができる。

### 第 4 章 特別顧問

#### 第 19 条（特別顧問の設置）

本委員会に特別顧問を置くことができる。

#### 第 20 条（特別顧問の委嘱）

特別顧問は、本委員会の目的に賛同する個人の中から理事長が総会の承認を経て委嘱する。

#### 第 21 条（特別顧問の活動）

特別顧問は、本委員会の活動に対し意見を述べることができる。

### 第 5 章 会議

#### 第 1 節 総則

#### 第 22 条（種別）

本委員会の会議は、総会、役員会、理事会及び評議員会の 4 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3. 役員会は、通常役員会及び臨時役員会とする。

#### 第 2 節 総会

#### 第 23 条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

#### 第 24 条（総会の議決事項）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の委嘱若しくは任命又は解任及び職務決定
- (4) 会計の承認
- (5) その他運営に関する重要事項

#### 第 25 条（総会の開催）

通常総会は、原則として毎年 2 月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集を請求したとき
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
- (3) 評議員会が必要と認め、召集するとき

#### 第 26 条（総会の召集）

総会は、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号から第3号までの規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 総会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記入したe-mailにより、開催の日を少なくとも2週間前までに通知しなければならない。
4. 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第27条（総会の議決方法）

総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 総会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

#### 第28条（会員以外の出席）

出席している会員が認める時は、会員以外の個人・法人・団体は出席することができる。

2. 前項の規定に基づき出席する者は表決権を有しない。

### 第3節 役員会

#### 第29条（役員会の構成）

役員会は、役員をもって構成する。

#### 第30条（役員会の議決事項）

役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 全日本高校模擬国連大会の議題に関する事項
- (2) 全日本高校模擬国連大会の選考に関する事項
- (3) その他全日本高校模擬国連大会に関する、研究主任が議題として認める事項

#### 第31条（役員会の開催）

通常役員会は、原則として毎年4月と6月に開催する。

2. 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 研究主任が必要と認め、召集を請求したとき

#### 第32条（役員会の召集）

役員会は、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時役員会を召集しなければならない。
3. 役員会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記入し

た e-mail により、開催の日を少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

4. 役員会議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第 33 条（役員会の議決方法）

役員会は、役員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 役員会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

3. 役員は、役員会において各々 1 個の表決権を有する。

#### 第 34 条（役員以外の出席）

出席している役員が認める時は、役員以外の個人・法人・団体は出席することができる。

2. 前項の規定に基づき出席する者は表決権を有しない。

#### 第 4 節 評議員会

##### 第 35 条（評議員会の構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

##### 第 36 条（評議員会の評議事項）

評議員会は、本委員会の業務を決定し、評議員及び理事の職務の執行を監督する。

#### 第 5 節 理事会

##### 第 37 条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

##### 第 38 条（理事の職務）

理事は、第 3 条の活動に関する会務を行う。

##### 第 39 条（理事会の招集）

理事会は理事長がこれを招集し、その議長となる。

##### 第 40 条（理事会の議決方法）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席理事の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 理事は、理事会において各々 1 個の表決権を有する。

## 第 41 条 (理事会の議決事項)

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 会員の退会に関する事項
- (3) 顧問及び特別顧問の委嘱の承認
- (4) 役員 の 指名
- (5) その他、本委員会の事業を実施するために必要と認められる事項

## 第 6 章 会計

### 第 42 条 (資産)

本委員会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品・賛助金

### 第 43 条 (管理)

本委員会の資産の管理は、会計担当の理事が行う。

### 第 44 条 (会計年度)

本委員会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第 45 条 (予算及び決算)

理事長は、毎年12月末尾までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

2. 理事長は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の議を経、評議員会の監査を経て総会の承認を求めなければならない。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

### 第 46 条 (規約の変更)

本規約は、総会の議決によって変更することができる。

2. この議決には、総会員の3分の2以上の同意を要する。

### 第 47 条 (解散)

本委員会は次に掲げる事由により解散することができる。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする諸活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併

2. 前項第1号の事由により本委員会が解散するときは、総会員の4分の3以上

の同意を要する。

## 第 8 章 細則

### 第 48 条（細則の制定）

本規約の施行上必要な細則は、理事会の議を経て理事長が定める。